

原告準備書面7

被告準備書面(1)への反論

読書会「安保法制違憲訴訟を読む」



2018年5月8日

山口あずさ

東京ボランティア市民活動センターにて

# 安保法制 11本の法律

- 国際平和協力支援活動法(新規制定)
- 平和安全法制整備法(一部改正を束ねたもの)
  1. 自衛隊法
  2. 国連平和維持活動協力法(PKO協力法)
  3. 重要影響事態安全確保法 旧:周辺事態安全確保法
  4. 重要影響事態等船舶検査活動法  
旧:周辺事態船舶検査活動法
  5. 事態対処法 旧:武力攻撃事態対処法
  6. 米軍等行動関連措置法 旧:米軍行動関連措置法
  7. 特定公共施設利用法
  8. 外国軍用品等海上輸送規制法
  9. 捕虜取扱い法
  10. 国家安全保障会議設置法

○ 今まで違憲とされていた集団的自衛権を認めた！  
○ 憲法改正手続き経ずに実質的な憲法改正を行った！

# 平成26年7月1日 閣議決定 被p.7

## 政府の認識

- 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について

### － 我が国の平和国家としての歩み

- 国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これを確固たるものにしなければならない。

### － 我が国を取り巻く安全保障環境

- 根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は、複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面

### ➤ 政府の責任

- 我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うする
- 国民の命を守る

 認識自体は間違っていないような気がする<sup>3</sup>。

# 平成26年7月1日 閣議決定

## ➤ 政府の責任を果たすため

- 力強い外交を推進することにより、 ← 別に力強なくていい
  - 安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出 ← より一層混迷中
  - 脅威の出現を未然に防ぐ ← ISを産んだのは誰？
  - 国際法にのっとって行動し、法の支配を重視する ← まず憲法を守れ！  
ことにより紛争の平和的な解決を図らなければならない

さらに、  
- 我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国 ← 迷惑  
である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要

特に、  
- 我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、 ← ポチ  
- 我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠 ← 脅威増進  
- いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを ← 本末転倒  
断固として守り抜くとともに

- 国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安全にこれまで以上に積極的に貢献するには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければ ← 超迷惑  
ならない

 この政府は変。

# 平成26年7月1日 閣議決定の概要

## ➤ 閣議決定が示した基本方針の概要

### ① 武力攻撃に至らない侵害への対処

\*自衛隊法95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備する

### ② 国際社会の平和と安定への一層の貢献

#### i. いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう。。。 ←日報隠蔽の温床？

#### ii. 国際的な平和協力活動に伴う武器使用

PKOなどの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要。。。 ←PKO自体が変質していることの認識は？  
武器使用については、\*\*警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働く。

### ③ 憲法9条の下で許される自衛の措置

# 参考法令

- \*自衛隊法

(自衛隊の武器等の防護のための武器の使用)

**第九十五条** 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料(以下「武器等」という。)を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

- 刑法

(正当防衛)

**第三十六条** 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

**2** 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(緊急避難)

**第三十七条** 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

**2** 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

# 参考：\*\*警察比例の原則

「刑事訴訟法」田口守一 弘文堂より

警察権は、社会公共の秩序維持を目的とするが、警察権発動にあたっては、つぎの三原則を守らなければならない

## 第一 警察公共の原則

1. 私生活不可侵の原則
2. 私住所不可侵の原則
3. 民事不干涉の原則

## 第二 警察責任の原則

責任を有する者に対してのみ、警察作用を発動しうる

## 第三 警察比例の原則

社会公共の秩序維持に必要な最低限度の警察作用に止まるべきで、その条件とは態様は、秩序違反行為によって生じた障がいとの程度と比例すべし

## 【被告の主張】

権利ないし法的利益の侵害がなければ  
国賠法上の違法を認める余地がない

### 国家賠償制度

個別の国民の権利ないし法的利益の  
侵害を救済するものである



### 国賠法1条1項の違法

- ・前提 当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があること  
→ 権利ないし法的利益の侵害が認められない場合



国賠法上の違法を認める余地はない



# 国家賠償法に関する被告の解釈

**国賠法 第1条1項** 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

国賠法上の違法性は、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係において判断されるものではない。

- 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するもの(最高裁平成17年判決)
- 当該公権力の行使が「違法」となるか否かは、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したか否かで判断される(職務行為基準説)
- 国家賠償制度が個別の国民の権利ないし法的利益の侵害を救済するものであることの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としている。
- 国家賠償を請求するものが侵害されたと主張する権利ないし利益が法律上保護されるものでなければ、公権力の行使に当たる公務員は、当該個別の国民との関係では何ら職務上の義務を負担していないことになり、また、損害を加えたということにもならない。したがって、法律上保護される利益が侵害されたといえなければ、国賠法1条1項の適用上違法とされることはない。

# 国家賠償法に関する原告の解釈

- 被告は、「職務行為基準説」の概念を誤解し、かつ、判例実務が採用している国賠法の違法性判断の基本的理解を誤るものである。
- 原告らも「職務行為基準説」を前提としている。



職務行為基準説と相関関係論は、  
相容れないものではない

# 国家賠償法に関する原告の解釈

- 原告準備書面(4)での主張
  - これまでの判例は、具体的な公権力の行使について国賠法1条1項にいう違法性があったか否かは、当該公権力の行使について、公権力の主体がその行使に際して遵守すべき行為規範又は職務義務に違反したか否かという基準によって判断され、このような義務に違反した場合に限って、当該公権力の行使に国家賠償法1条1項にいう違法性があると解すべきとする立場(いわゆる職務行為基準説)に立ってきたと思われる。＝略＝この基準を肯定した上で、**国会議員による新安保法制法の立法行為が、国家賠償法1条1項の違法と判断されるか否かは、各国会議員の新安保法制法の立法過程における行動が遵守すべき行為規範又は原告らに対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかによることになる。**＝略＝その上で、新安保法制法を制定した被告の行為は国賠法上の違法の判断を免れないと主張するものである。

# 国家賠償法に関する原告の解釈

- 最高裁昭和60年判決
  - 国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらずあえて国会が当該立法を行うというごとき、容易に想定しがたいような例外的な場合でない限り、国家賠償法上1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けないものと言わざるを得ない
- あてはめ
  - 憲法9条1項では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とされている。しかし、こうした憲法上の規定に反して、2014年7月1日閣議決定では、「憲法の下で許容される『武力行使』」などという、「憲法の一義的な文言に違反」する判断がなされた。そして、そうした憲法違反の閣議決定の内容を具体化するものとして、2015年9月に「新安保法制法」が制定されたのである。

# 国家賠償法に関する原告の解釈

- あてはめ

- 新安保法制法

- 日本が直接武力攻撃を受けているわけでもないのに、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」などとの口実を設け、自衛隊の海外での武力行使を可能にする法制となっている。
    - 改正PKO法や国際平和支援法に至っては、日本(人)の平和と安全のためですらないのに、世界中での武力行使を認める法制となっている。
    - 「武力による威嚇」、「武力の行使」、「戦争」を一切禁止した憲法9条に反する。

- 新安保法制法制定という国家行為

- 「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらずあえて国会が当該立法を行うというごとき、容易に想定しがたいような例外的な場合」である

# 国家賠償法に関する原告の解釈

- 職務行為義務違反

- 「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と憲法99条で規定されている「憲法尊重擁護義務」に違反して法律を成立させたものであり、明確な「職務上の法的義務違反」

- 新安保法制法の制定過程

- 歴代政府がとってきた憲法解釈を十分な説明もなく覆し、国民が納得するような立法事実を提示しての十分な審議もなされず、新安保法制法を強引に成立させたものであり、こうした行為は、明らかに国会議員として遵守すべき行為規範に違反し、憲法尊重擁護義務を負う国会議員の明確な「職務上の法的義務違反」であるといわざるをえない。これらは、内閣構成員である国務大臣の国会答弁などの行為にも該当する。

# 原告らの主張

- 被告による重大な権利・利益の侵害
  - 国賠法1条1項の違法性判断に関する最高裁判所の「職務行為基準説」を前提とした上で、個別の国民に対する「権利ないし法的利益の侵害」の判断に関して述べたもの
  - 原告らも「職務行為基準説」を前提として議論を展開しているところ、各国会議員および国務大臣は憲法違反の新安保法制法を成立させるという「職務上の法的義務違反」をおかしたこと、そして国民の「平和的生存権」、「人格権」、「憲法改正・決定権」を極めて重大な程度まで侵害したものである以上、国賠法1条1項違反との評価を免れない。

# 国家賠償法に関する被告の解釈

- 民法上の不法行為に置いては、、、略、、、いわゆる相関関係節が一般的に妥当していると言われている。
- しかしながら、公権力の行使は、国民の権利に対する侵害を内包することが多く(生命刑や自由刑の執行がその典型である。)、いかに被侵害利益が強固なものであっても、法の定める一定の要件と手続きの順守の下でその侵害が行われたものである限り、これをもって違法とされるものではないし、また、侵害行為の態様から、国賠法上の権利ないし法的利益の侵害が基礎づけられるというものでもない。
- 国賠法1条1項の違法は、民法上の違法の徴憑である被害者の生命、財産等の権利、利益に対する侵害の観点ではなく、それに関与した公務員の行為が当該公務員に命じられた職務義務に違反するか否かが問われることになるのである。



# 国家賠償法に関する原告の解釈

- 国賠法1条の違法性判断に際して、侵害行為の態様や被侵害利益の内容を考慮すべきでないという被告の主張は、刑事手続き上の検察官や裁判官の「職務行為基準説(公権力発動要件欠如説と呼ぶべき)」と、一般の行政処分についての「職務行為基準説」を混同する誤りに基づくものである。
- 立法不法行為
  - 職務行為基準説を採用しつつも、より一層、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様との相関関係を考慮すべき
- 国会議員の立法行為
  - 検察官の公訴提起・追行などの公権力発動要件のように明確な要件の欠如が確認される場面は少なく、もともと広汎な立法裁量が許される場面も多い。よって、国会議員の職務義務違反という行為態様の違法性の質と量は、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様等を考慮しなければ、判断できない

# 国家賠償法に関する原告の解釈

- 国会議員の立法行為

- 国会議員が立法するに際してどのような職務義務すなわち職務上の法的義務としての注意義務を負っているのかは、そこで問題となっている立法内容によって異なってくる。
- 国民各人の具体的な権利や法的利益を侵害するような法律の場合には、相当慎重に立法内容を検討する注意義務があるといえる。
- さらに有識者から憲法の条規に反すると指摘されるような法律を制定する際にも、当然に慎重な検討が必要である。
- 当該立法が憲法違反にはならないことを国民に説得的に説明する法的義務が生じている。



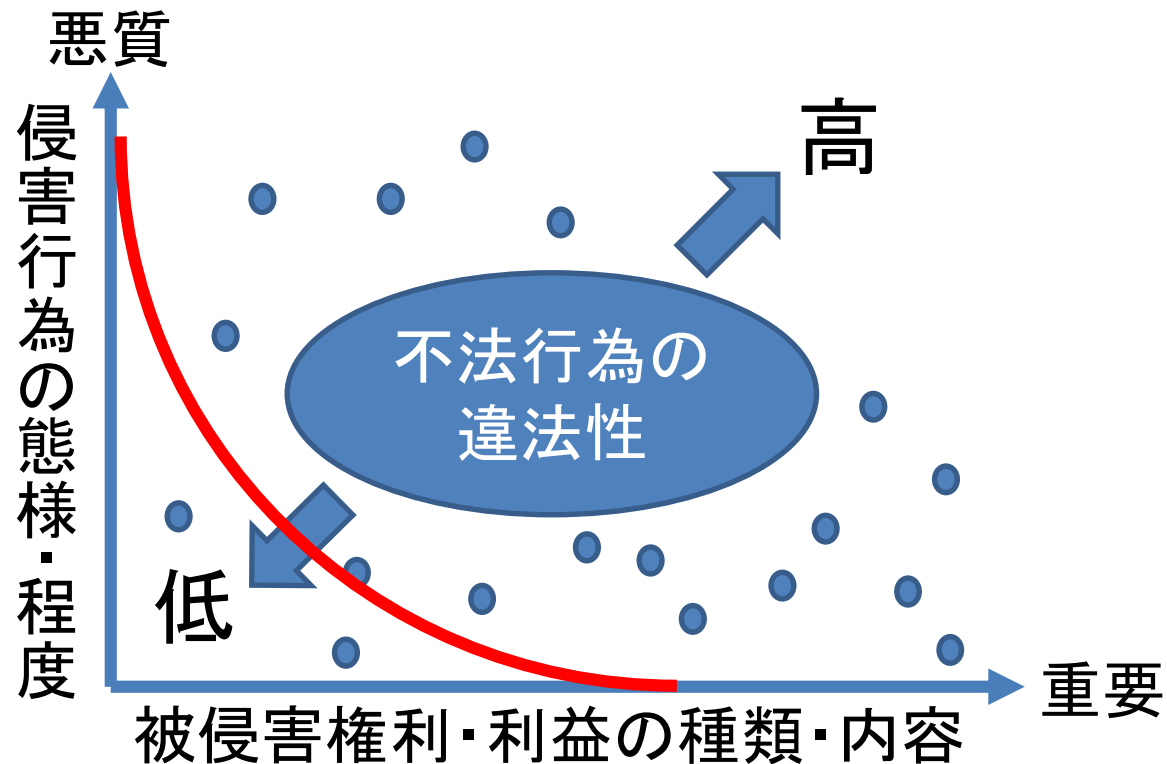
国会議員の職務義務の内容・レベルは、当該立法行為によって生じる被侵害利益の種類・性質、侵害行為の態様などを考慮しなければ判断できない。

# 原告の主張

- 刑事司法における裁判官や検察官の職務行為等を除き、一般の行政処分については、その国賠法の違法性判断に際して、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様との相関関係が考慮されていることは明らかであり、「国賠法上の違法性は、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係において判断されるものではない」との被告の主張は判例実務の基本的な理解を誤るものであり、失当である。

# 相関関係説

- 不法行為の違法性は、侵害行為の態様・程度と被侵害権利・利益の種類・内容との**相関関係**によって判断される



## 【被告の主張】

「平和的生存権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められない

### 平和的生存権の具体的権利性



原告：具体的権利性が肯定されると主張（名古屋高裁H20.4.17）  
※自衛隊のイラク派遣差止訴訟

被告：最高裁判所の判例は、「平和的生存権」については、憲法における「平和」とは理念ないし目的を示す抽象的な概念であることを理由として、具体的権利性を否定している  
⇒ 「平和的生存権」に具体的権利性を認めることができないことは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

## 【被告の主張】

「平和的生存権」の外延は憲法9条によって画されているからその権利内容は明確である旨の原告らの主張には理由がない

概念そのものが抽象的かつ不明確。裁判所の法的判断になじむ程度に具体的であるとはいえない曖昧なもの。

「恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存」することは、平和主義の理念ではあるが、その具体的内実は不明。「平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権」も内容が不明。

⇒ 損害賠償の対象となり得るような具体的な権利ないし法的利益であるとは認められない。

名古屋高裁平成20年判決には、被侵害利益が存在しないと判断した以上、他の権利発生要件である侵害行為に関する判断をする必要はなかったにもかかわらず、主文の結論に影響しないいわゆる「傍論」で「平和的生存権」の具体的権利性を肯定した上、自衛隊のイラク派遣は違憲であると判事し、被控訴人である国が上訴審における審査を受ける余地のない形で憲法判断を示したものであり、結論命題に当たるものではなく、また違憲審査の在り方としても妥当を欠く。

## 【原告の主張】

被告の主張は、戦争や武力行使の現実を直視しないことから生じる主張である。「平和的生存権」の権利性を正確に認識するためには、具体的事実例に真摯に向き合うことが必要。

1. 「平和的生存権」は具体的権利である
  - 自衛隊員の母親「息子がいつ戦場に行くのかと思うだけでも気が狂いそう」← 抽象的かつ不明確と言えるのか？
  - 世界中の子どもを戦争で不幸にさせないという母親たちの思いを、「法的保護に値しない」と被告は主張するのか？
2. 「平和的生存権」の概念は精緻化、具体化されてきている
  - 憲法学説における「平和的生存権」理論の精緻化、具体的権利性を認める裁判例の増加傾向を正確に認識していない
3. 国際社会でも「平和的生存権」を認める動きが進んでいる
  - 2016年12月19日、「平和への権利宣言」が国連総会で採択された。「武力不行使原則」(国連憲章2条4項)を実効的なものにしようとするもの。戦争や軍により生命や安全を脅かされない権利は明確。
4. 被告は裁判所の違憲審査権の行使の在り方を不当に軽視している
  - 被告の名古屋高裁平成20年判決に関する指摘は、日本国憲法81条で裁判所の権限とされている「違憲審査制」の在り方を不当に軽視するものであり、正しくない。

## 【被告の主張】

「人格権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められない



## 人格権の具体的権利性

**原告:**「新安保法制法」により、戦争とテロに直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって、危機に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されている

**被告:**我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。  
⇒ 「人格権」なるものについても、具体的権利性を認めることができないことは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。



## 【原告の主張】

被告の主張は「人格権」に関する不当な理解に基づくもの

- 日本が戦争に加担したと見なされれば、基地周辺や大都市などへの攻撃の危険性が生じることは軍事的な常識であり、「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない・・・主観的な感情」などと発言すること自体、軍事の現実から目を閉ざす主張と言わざるを得ない。
- 新安保法制法の成立により、基地周辺や大都市、原発周辺の住民、自衛官、海外にいる日本人、NGO関係者などの生命や安全が危険にさらされる。こうした状況はまさに「人格権」の侵害と言わざるを得ない。

## 【被告の主張】

「憲法改正・決定権」も国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められない

### 憲法改正・決定権の具体的権利性



**原告:**「国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法96条1項はその現れにほかな」らない

**被告:**憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは、「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから直ちに、原告らという具体的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものを観念することはできない。

## 【原告の主張】

### 憲法改正・決定権は、2つの要素を含む

- (1) 主権者である国人による十分な議論と熟慮の剥奪
  - － 安倍政権は、世界中での武力行使を認める新安保法制法制定という手法による、実質的な「憲法改正立法」を行うことにより、投票期間における国民の議論と熟慮の機会を奪った。
- (2) 憲法改正・決定権の主体は「具体的な国民」である
  - － 国政選挙に関して「国家賠償法上保護された権利」と認めるのであれば、国政選挙以上に憲法改正・決定権が問題となる投票の場合には「国家賠償法上保護された権利が存在」する。
  - － 国は主権者である国民の投票を経ることなく、世界中で自衛隊による武力行使を可能にする、実質的な憲法改正立法を行った。

## 【被告の主張】

「憲法改正・決定権」も国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められない



## 憲法改正・決定権の具体的権利性

**原告:**「新安保法制法は、(中略)憲法9条の解釈を変更し、その内容を法律によって改変してしまおうとするもの」であるから、「原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する根源的な権利」である「憲法改正・決定権」を侵害する

**被告:**平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改正するものではなく、憲法改正に伴う国民投票制度における個別の国民の投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものではないことは明らかであって、憲法改正手続きに関する原告らの具体的、個別的な権利ないし法的利益に何ら影響を及ぼすものではなく、原告らの主張はそれ自体失当というほかない。

## 【原告の主張】

「憲法条文自体を改正するもの」でない旨の国の主張は「国の最高法規性」（憲法98条）「立憲主義」「違憲審査制」を蔑ろにする不当な主張である

- 憲法の条文自体の改正ではないから憲法改正が行われたわけではない旨の主張を前提とすれば、憲法の実質的内容を改変する法律を制定することも許されることにつながる。
- ナチスの例にもあるように、明文改正でない、法律の制定によっても憲法の意義が空洞化される事例が存在する。
- 「憲法条文自体を改正するもの」ではないことを理由の一つとして「憲法改正・決定権」が侵害されたわけではない旨を主張する被告の主張も、憲法改正手続を経ないで実質的に憲法の意義内容を改変する法律の正当化を認めることにつながる危険な主張であり、「法の支配」や「立憲主義」の理念を体現する、日本国憲法の基本理念の空洞化を正当化する主張である。

## 【原告の主張】

憲法の内容を変えるために憲法改正手続きを経ず、違憲立法を制定する手法は「憲法改正・決定権」を侵害するものである

- 安倍内閣は「国際環境の変化」を理由にして新安保法制法を成立させた。
- 国際環境の悪化を理由として憲法の平和主義と異なる政治を進めるために憲法を改正すべきかどうかを判断するのは、主権者である国民であるべきである。
- 安倍内閣の行為は主権者である国民の意思表示の機会である「国民投票」という憲法改正手続きを経ずに実質的な憲法改正をしたという点でも「憲法尊重擁護義務」(憲法99条)に違反し、ひいては国家賠償法上1条1項にいう「公権力の行使」に該当する。

## 【原告の主張】

憲法に違反する新安保法制法を成立させた被告の行為には国賠法 1 条 1 項の違法性が認められ、これによって生じた原告らの損害は賠償されなければならない

- 被告は「憲法の下で許容される武力行使」などという「憲法の文言に一義的に反する」閣議決定を行い、そうした憲法違反の閣議決定に基づいて新安保法制法を制定した。
- 最高裁判所昭和60年判決にいう、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらずあえて国会が当該立法を行うというごとき、容易に想定しがたいような例外的」な場合こそ、新安保法制法の制定である。
- 最高裁判所平成27年判決にいう、「憲法の規定に違反するものであることが明白」な法律こそ、新安保法制法である。
- 憲法99条の憲法尊重擁護義務に反し、国会議員、国務大臣としての職務義務に違反する態様で、憲法9条に違反する法律を制定した。
- こうした法律を制定させたことで、原告らの「平和的生存権」、「人格権」、「憲法改正・決定権」を侵害した。

# 国賠・差止 訴状・答弁書・準備書面

[国賠]	[差止]
訴状 第1次提訴(2016/4/26)	訴状(2016/4/26)
訴状 第2次提訴(2016/11/22)	
訴状 第3次提訴(2017/8/10)	
<b>答弁書 第1次提訴・第2次提訴・第3次提訴</b>	答弁書
準備書面1(本件権利侵害の基本構造と答弁書の対応の誤り)	準備書面1(本件権利侵害の基本構造と答弁書の対応の誤り)
準備書面2(平和的生存権の権利性・被侵害利益性)	
準備書面3(被害論その1)	
	準備書面3(厚木基地判決と差止めの訴えの正当性)
準備書面4(立法不法行為と新安保法制法制定過程の違法性)	
準備書面5(憲法改正・決定権とその侵害による被害)	
	準備書面6(被害論・その1)
準備書面6(被害論その2)	
<b>被告準備書面(1) H29.3.3</b>	
準備書面7(被告準備書面(1)への反論)	



# 国賠・差止 訴状・答弁書・準備書面

[国賠]	[差止]
準備書面8(人格権の被侵害利益性と具体的被害)	準備書面7(同)
	準備書面8(立法不法行為における職務行為基準説と相関関係論について)
準備書面9(駆け付け警護等及び武器等防護について)	訴状(追加提訴)安保法制違憲駆け付け警護等差止請求(2017/8/10)
<b>被告準備書面(2) H.29.6.2</b>	
準備書面10(新安保法制法の違憲性・総論)	準備書面9(同)
準備書面11(新安保法制法の違憲性・各論)	準備書面10(同)
準備書面12(新安保法制法の背景と日本の国家・社会の変容)	準備書面11(同)
準備書面13(違憲審査制と裁判所の役割)	準備書面14(同)
<b>被告準備書面(3) H29.9.28</b>	被告準備書面(1) H29.7.10
	準備書面12(被告準備書面(1)に対する反論)
	準備書面13(処分性に関する予備的主張)
	被告準備書面(2) H29.10.27
	被告準備書面(3) H29.10.27
	差止準備書面15(被害論その2)